

静岡県告示第402号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月9日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
須走御殿場線	駿東郡小山町須走字中ノ沢375番の1地先から 御殿場市仁杉字中畑ケ731番の10まで	令和3年4月10日